

(様式第4号)

## 仕様書等に対する質問・回答書

令和7年2月14日

公告番号	和閑高第192号
名称	岡山県立和気閑谷高等学校内に設置する自動販売機設置事業者
質問事項	<p>①令和3、4年度の物件番号別の売上本数を教えてください。</p> <p>②令和6年4月～12月の物件番号別の売上本数を教えてください。</p> <p>③令和4、5、6年度の生徒数／職員数を教えてください。</p> <p>④令和7年度の生徒数／職員数の予定を教えてください。</p> <p>⑤年度末を待たずに期中での契約解除は可能ですか。また、可能の場合、ペナルティ等がありますか。</p> <p>⑥現在契約中の手数料率を教えてください。</p>
回答	<p>①令和3年度 物件1：5,601本 物件2：5,046本 物件3：2,652本 令和4年度 物件1：4,051本 物件2：2,191本 物件3：7,099本 ※令和3年度は物件数が今回の仕様と異なるため、今回の仕様に相当する数量を回答します。</p> <p>②物件1：3,151本 物件2：4,549本 物件3：4,212本</p> <p>③令和4年度：259人／66人 令和5年度：271人／65人 令和6年度：285人／67人 ※各年度の5月1日時点の人数</p> <p>④生徒数：約330名 職員数：令和4～6年度と同程度 ※予定ではなく現時点での見込みですので、生徒の入学状況によって変動します。</p> <p>⑤事業者側からの契約解除は下記のケースのみです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校の責めに期すべき事由により、委託業務を履行することができないと認められたとき。</li><li>・その他学校がこの契約に定める義務を履行しないとき。</li></ul> <p>なお、ペナルティはありません。</p> <p>学校としましては、契約期間中、責任を持って契約を履行していただける事業者を公募しておりますので、事業者側からの年度途中の契約解除は想定しておりません。</p> <p>また、学校の承認を得て自動販売機の設置を中止することは可能ですが、納付済の教育財産使用料の返還はできませんのでご了承ください。</p> <p>⑥物件1：10.0% 物件2：10.0% 物件3：29.0%</p>

